

証券コード 7261  
平成27年6月23日

株 主 各 位

広島県安芸郡府中町新地3番1号  
マ ツ ダ 株 式 会 社  
代表取締役社長 小 飼 雅 道

## 第149回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第149回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第149期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第149期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記について報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき金10円と決定いたしました。

**第2号議案** 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり取締役に原田裕司、中峯勇二、稲本信秀及び坂井一郎の4氏が再選され、城納一昭氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

**第3号議案** 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり監査役に赤岡 功及び堀田隆夫の2氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

以 上

## ご参考

平成27年6月23日現在の取締役及び監査役の新陣容は、次のとおりであります。

代表取締役会長	金	井	誠	太
代表取締役社長 兼CEO（最高経営責任者）	小	飼	雅	道
代表取締役副社長執行役員	丸	本		明
取締役専務執行役員	原	田	裕	司
取締役専務執行役員	中	峯	勇	二
取締役専務執行役員	稲	本	信	秀
取締役	坂	井	一	郎
取締役	城	納	一	昭（新任）
監査役（常勤）	栃	尾	信	義
監査役（常勤）	河	村	裕	章
監査役	赤	岡		功
監査役	平	澤	正	英
監査役	堀	田	隆	夫

(注) 取締役 坂井一郎氏及び城納一昭氏は社外取締役であり、当社は、両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

また、監査役 赤岡 功氏、平澤正英氏及び堀田隆夫氏は社外監査役であり、当社は、各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

## 配当金のお支払いについて

第149期期末配当金は、同封の「**第149期期末配当金領収証**」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（**平成27年6月24日から平成27年7月31日まで**）にお受け取りください。

なお、振込先をご指定の方には、「**配当金計算書**」及び「**お振込先について**」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「**配当金計算書**」及び「**配当金のお受け取り方法について**」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください）。

## 上場株式等の配当等に係る10%（所得税7%、住民税3%）軽減税率の廃止 及び復興特別所得税について

平成26年1月1日から上場株式等の配当等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）は廃止され、本来の税率である20%（所得税15%、住民税5%）となっています。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間（25年間）は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行されており、その所得税額に対して2.1%が「復興特別所得税」として課税されています。株式等の配当等もその源泉所得税を徴収する際、「復興特別所得税」が併せて徴収されています。

<上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額について>

配当等の支払開始日	平成26年1月1日 ～平成49年12月31日	平成50年1月1日～
上場株式等の配当等の税率	20.315% [内訳] 所得税(15%) + ※復興特別所得税(0.315%) 住民税(5%)	20% [内訳] 所得税(15%) 住民税(5%)

※15%×復興特別所得税率2.1%=0.315%

### 【「復興特別所得税」に係るご留意事項】

- ・所得税が非課税または免除となる場合や租税条約の適用により国内法に規定する税率以下となる場合につきましては、復興特別所得税は課税されません。
- ・配当金等のお受け取り方法が株式数比例配分方式の場合の税額等につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

その他詳細につきましては、所轄の税務署へご確認ください。

## 配当金を「配当金領収証」で受領されている株主様へ

### 銀行口座等への振込手続きのご案内

配当金を銀行等の預金口座へ入金する手続きをしていただきますと、配当金の払渡開始日に株主様ご指定の口座に配当金が振り込まれ、迅速かつ安全・確実に配当金をお受け取りいただくことができます。この機会にご検討くださいますようお願い申し上げます。

証券会社の口座で株式を保有されている株主様は、お取引の証券会社でお手続きください。

※ 少額投資非課税口座（NISA口座）を開設し、配当金について非課税の適用を受けるためには、「株式数比例配分方式」をご選択いただく必要があります。

<振込手続きの方法（次の3種類からご選択ください）>

#### ■ 株式数比例配分方式

ご所有のすべての株式等の配当金を証券会社の口座を通して受領する方式です。

#### ■ 登録配当金受領方式

ご所有のすべての株式等の配当金をご指定の一つの銀行等の預金口座で受領する方式です（振込先口座に「ゆうちょ銀行」の口座をご指定することはできません）。

#### ■ 個別銘柄指定方式

ご所有の銘柄ごとに指定した銀行等の預金口座で配当金を受領する方式です（当社の配当金の振込先口座には「ゆうちょ銀行」の口座をご指定いただけません。銘柄によって取扱いが異なりますので、下記お問い合わせ先にご確認ください）。

（本件に関するお問い合わせ先）

証券会社の口座で株式を保有されている株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

上記以外の株主様： 三井住友信託銀行 証券代行部 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

以上